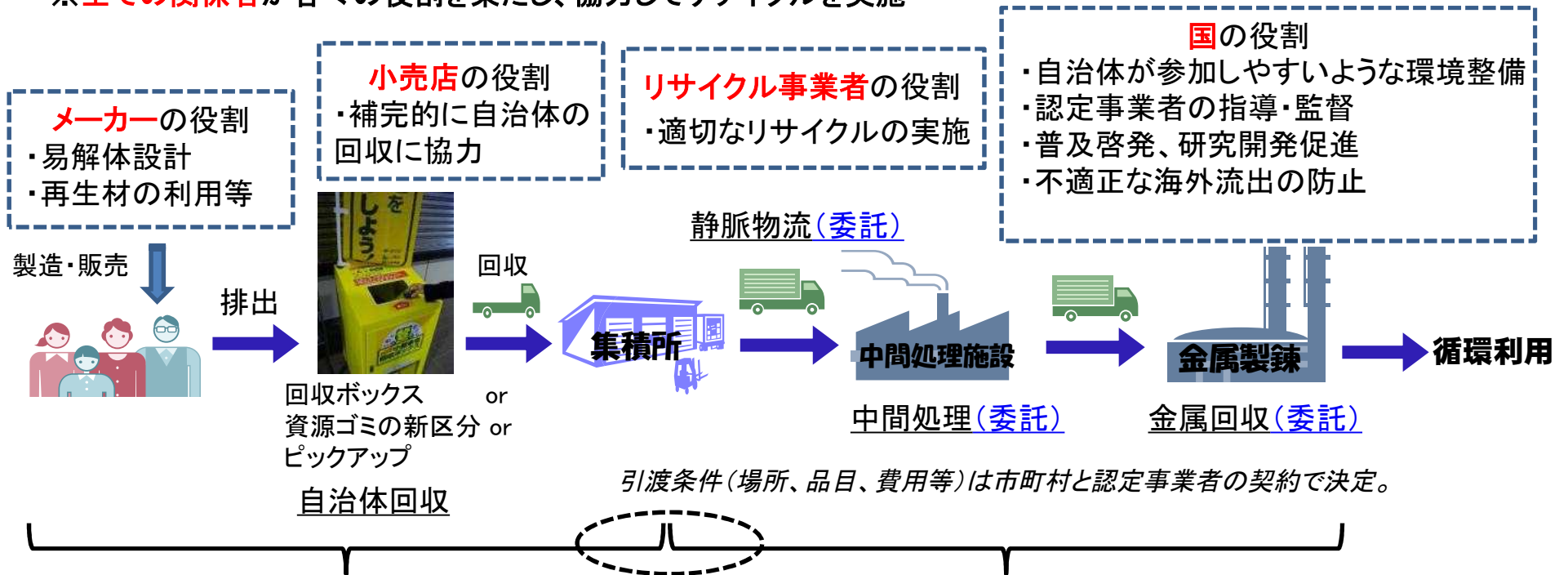


制度案

参考1

【ポイント】リサイクルをしようとする者で構成される認定事業者は、市町村が回収した使用済小型電気電子機器の引取を実施。確実に適正なリサイクルを実施することを約束した者に限って国が認定し、廃掃法の特例を与える制度。

※**全ての関係者**が各々の役割を果たし、協力してリサイクルを実施



自治体の役割

- ・リサイクルに取り組む意欲のある自治体が参加
- ・各自治体の特性に合わせて回収方法を選択
- ・対象品目も各自治体にて選択

対象品目: 家庭から排出される電気電子機器

→ 廃掃法の特例措置の対象

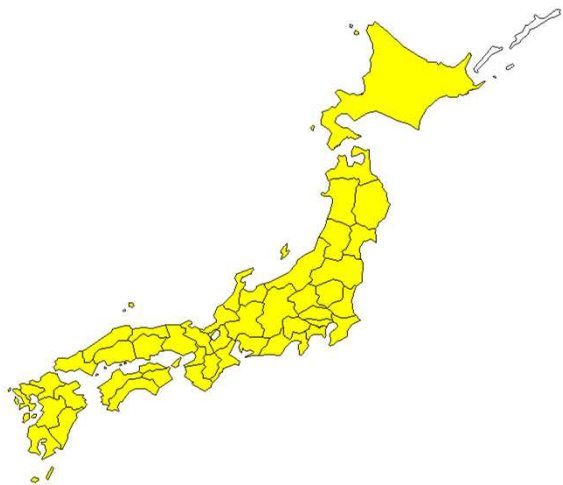
特定対象品目: 対象品目のうち特に資源性の高い品目

→ リサイクルを特に促進すべき品目

認定事業者の役割

- ・業務区域を定め、自ら又は委託して適切なリサイクルを広域的にできる旨の申請をし、国の認定を受ける。
- ・業務区域内の自治体と、補完的に協力する小売店から引き取り、静脈物流、中間処理、金属回収を自ら又は委託して実施。
- ・業務区域内の自治体から引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き拒めない。

認定事業者のタイプ



【全国タイプ】

- ・例えば、商社が中心となりリサイクル関係者（非鉄金属、メーカー、中間処理、小売店等）と共同出資し新会社を設立する場合や、大手非鉄金属が連携して新会社を設立する場合などを想定。
- ・全国で活動。



【複数地域ブロックタイプ】

- ・例えば、いくつかの非鉄金属が連携してリサイクル関係者（非鉄金属、メーカー、中間処理、小売店等）と共同出資し新会社を設立する場合などを想定。
- ・複数ブロックにわたる広範囲での活動。



【地域ブロックタイプ】

- ・例えば、ひとつの大手非鉄金属が中心となって新会社を設立する場合や、先行的にリサイクルを実施している中間処理業者が申請する場合などを想定。
- ・複数都道府県での活動。

認定要件 ※認定要件を満たせば、業務区域が重複しても認定

- ・自ら又は委託して一定レベル以上の適正なりサイクルを実施できること
- ・広域的・効率的なりサイクルの実施が可能であること
- ・財務体質の健全性を有すること 等

あらかじめ提示する引取条件の想定例

- ・特定対象品目を引取る場合は原則無料（ただし離島など、逆有償となる地域を設定することは可能）
- ・分別を丁寧に行った場合等に引取要件を市町村に有利にすることも可能（当然、逆のケースもあり）
- ・金属価格の変動により引取条件が変動することを盛り込むことも可能

制度施行後のイメージ

制度施行後の某県の状況

- ・制度への参加の可否、分別対象品目・方法は各市町村で判断するため、制度施行後のイメージは図のようになる。
- ・某県を業務区域とする認定事業者が複数存在する場合は、引渡先は入札等により各市町村で決定する。
- ・小売店がA市、C市、E市に立地する場合、以下のような回収が可能になる。

【小売店による回収】

- ①A市の小売店aは、A市の依頼を受けて、ボックスの設置に協力。定期的にA市が小売店aから回収。
- ②C市に立地する小売店cは、認定事業者から委託を受けた場合には、その認定事業者の業務区域内の全ての市町村で回収が可能(廃掃法の特例措置を受けることにより、逆有償での回収も可能)。ただし、運搬を小売店c以外の者が行う場合、その者も認定事業者から委託を受ける必要あり。
- ③E市に立地する小売店eについても②と同様(立地する市が分別回収しているかに関わらず認定事業者からの受託は可能)。



※市町村は、市民からの回収にあたって、粗大ごみ等として手数料を徴収する場合もある。